

事 務 連 絡  
令 和 6 年 3 月 25 日

各 ( 都 道 府 県 )  
保 健 所 設 置 市 狂 犬 病 予 防 業 務 主 管 部 ( 局 ) 御 中  
特 別 区

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課

狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について（再周知）

犬の登録及び狂犬病予防注射については、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）に基づき、犬の所有者に対し義務が課されているところです。また、狂犬病予防注射については、狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）第11条第1項の規定により、生後91日以上の子犬の所有者は、その犬について、原則、毎年4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならないこととされています。

先般、登録及び狂犬病予防注射を行っていない飼い犬による咬傷事故が発生し、社会的にも注目されたところです。

各自治体におかれましては、別紙「狂犬病予防法に基づく犬の登録、予防注射等の推進について」（平成19年3月2日健発第0302001号厚生労働省健康局長通知）の内容を改めて確認の上、飼い犬の登録及び狂犬病予防注射の接種について、引き続き、関係自治体及び獣医師会等と連携・協力し、着実な実施を図るとともに、犬の所有者に対して幅広く普及・啓発の広報を行うなど、狂犬病予防対策の一層の推進に努めていただくようお願いいたします。

なお、都道府県におかれましては、管内市町村に周知いただくよう、よろしく願いいたします。

（参考資料）

2024年狂犬病予防啓発ポスター

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000906269.pdf>

**【連絡先】**

厚生労働省健康・生活衛生局  
感染症対策部感染症対策課  
TEL：03-3595-2257（平日）